

「障害者虐待防止法」の基本知識

どんな法律なの？

「障害者虐待防止法」は、正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」といいます。

障がいのある人が自立し社会参加していくうえで、虐待が大きな妨げになっていることは、以前から問題になっていました。そこで、虐待の防止を徹底させようと作られた法律が「障害者虐待防止法」です。

この法律には、障がいのある人の権利を守るために、どのように対応すべきかが明確に示されています。また、虐待の問題を、わたしたち全員で共有するべき問題として扱っています。

虐待はさまざまな場所で起きている

虐待は、家庭内に限らず、福祉施設や職場でも起こっています。「障害者虐待防止法」では、虐待の起こる場所を3つに分類し、身の回りの世話をする家族などのほか、福祉施設の職員、職場の経営者や上司による虐待を想定した対策が明記されています。

こんな実例が…

ある施設では、入所者がパニック状態になるたび、職員が入所者を寝具用の袋に入れ、放置していた。多くの職員が疑問を持っていたが、入所者がパニック状態になったり暴れたりしたときの対処法がわからず、見て見ぬふりをしていた。

入所者の家族も虐待を疑っていたが、「この施設を退所したら、受け入れ先がないかもしれない」と泣き寝入りしてしまった。



こんなことが虐待です

◎身体的虐待

体に痛みや傷が生じる暴力や体罰を与えること。身動きの取れない状態にしたり、部屋に閉じ込めたりすること。

◎心理的虐待

どなったり、悪口を言ったりして、心に苦痛を与えること。無視や嫌がらせ、職場の経営者などが差別的な扱いをすることも、心理的虐待。

虐待をしている
という自覚が
ない場合も…



◎性的虐待

わいせつな行為をしたり、させたりすること。本人の前でわいせつな言葉を言ったり、わいせつな画像を見せたりすることも含まれる。

◎放棄・放任(ネグレクト)

食事や入浴などの身の回りの世話や介助などをしないこと。病院や学校に行かせないなど、必要な支援や福祉サービスを受けさせないこと。

◎経済的虐待

本人の同意なしに、財産や預貯金、年金、賃金を勝手に使うこと。日常生活に必要なお金渡さないことなど。

〈行政による養護者への支援例〉

サービスの紹介

地域資源の紹介

家族会への参加の提案

カウンセリング

正確な知識の提供

休息時間が持てるような提案

虐待をしてしまう家族を救うことも必要です

家族などの養護者による虐待の場合、養護者を単に「加害者」扱いするだけではいけません。「介助疲れ」や「介助の知識不足」などが虐待の背景にあり、養護者自身が問題を抱えている場合も多いからです。

「障害者虐待防止法」は、養護者から相談を受け、適切な支援を行うことで、虐待を予防することも市町村の役割であると位置づけています。介助に疲れやつらさを感じている養護者の方は、相談をしましょう。

障がい者虐待をなくすために、わたしたちができること

虐待を他人事と思わない！

虐待は、特定の人や特定の家庭で起こるものではありません。自分にも起こりうる身近な問題であると認識しておくことが必要です。

虐待かなと思ったら、連絡する！

虐待は、障がいのある人の生活の場で、身近な人によって引き起こされていることが多い、明るみに出にくい傾向があります。また、被害者自身が虐待を受けている自覚がない場合や、被害を訴えることができない場合もあり、深刻化してしまいます。

わたしたち全員が、虐待の芽に早めに気づき、ためらわずに連絡・通報することが重要なことです。



- ◎通報は匿名でもかまいません
- ◎通報した人の秘密は守られます
- ◎誤報だとしても、罰せられません

見逃していませんか？SOSのサイン

次のような様子がみられたら、虐待を受けている可能性があります。小さな兆候を見逃さないで！

- 体に小さな傷が、しばしばみられる
- 回復状態がさまざまに違う傷やあざがある
- 手のひらなどにやけどの跡がある
- 手を上にあげただけで、頭をかばうような格好をする
- 急におびえたり、怖がつたりする
- 自分で自分の頭をたたく
- 傷ややけどを負った理由の説明が日によって異なる
- 人の体を触るようになる
- ひと目を避けたがる
- かみつくなど、攻撃的な態度がみられる
- わめく、泣く、叫ぶなどパニックを起こす
- 食欲の変化が激しい
- なげやりな様子になる、表情が乏しい
- 髪や爪、皮膚などが不潔である
- 部屋から異臭がする、ごみを放置している
- ずっと同じ服を着ている
- ひどくお腹が空いている様子である
- 学校や職場に出てこない
- お金を使っている様子がみられない
- 生活費の支払いができない



など